

佐藤康行 真我の実践会 心の学校・独立支部制度 運営規約

佐藤康行「真我の実践会」（以下「本会」といいます。）は、個人の真我の追究と、家族、社会、日本、世界へと真我の拡散を実践する会です。

【前文】

①（規約の目的）

本会の独立支部会員による「心の学校・独立支部制度」は、佐藤康行の真我で日本を変え、世界を光に変えるために、真我の地域拡散を担う究極の社会貢献事業です。この事業を展開するにあたり、必要事項を規約として定めます。

本会心の学校・独立支部制度 運営規約（以下「支部規約」といいます。）は、「一般社団法人 佐藤康行研究所」が運営・展開する本会独立支部制度（以下「支部制度」といいます。）を、本会独立支部支部長（以下「支部長」といいます。）が利用する場合に、共通して適用されます。

支部制度をご利用頂くにあたっては、支部規約の全文をお読み頂いたうえで、支部規約のすべての条項について承諾頂く必要があります。

支部制度に参加された場合、支部長の方が支部規約の内容を理解しており、かつ、支部規約の全ての条項について承諾したものとみなします。

②（独立支部制度の特徴）

真我の追究と拡散を担うことで、精神的、社会的、経済的自立をすることが可能となります。

3つのポイントを同時に実現する「心の学校・支部制度」

☑真我の追究→一生真我を追究できる（精神的自立）

☑真我の拡散→一生真我を拡散できる（社会的自立）

☑真我で生計→一生真我で生計を立てることが可能となる（経済的自立）

③（独立支部制度の概要）

独立支部が定常的に扱える商品、サービスの内容は、別紙の通りです。

④（用語の定義）

「本会 Web サイト」とは、そのドメインが「<https://www.shinga-web.com/>」である本会が運営する Web サイト（理由の如何を問わず本会の Web サイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後の Web サイトを含みます。）を意味します。

⑤ (心のマナー 8 カ条)

支部制度をご利用いただくにあたり、以下に記載する「心のマナー 8 カ条」を遵守ください。

※私は支部長としての心のマナーを遵守しながら活動を行ってまいります。

1. 佐藤康行に中心帰一し、佐藤康行の真我に焦点を当てます。
2. 会費はきちんと納入します。
3. 自ら導いた方を支部所属会員とします。
4. 支部所属会員から会費を徴収し、本部に代わってフォローします。
5. 定期的に真我開発講座を開催します。
6. 本部の既会員を自分の所属に勧誘・移動することはしません。
7. 自らフォローできない所属会員は本部へ移動してもらいます。
8. 定期的に佐藤康行のセミナーを受講します。

第 1 条 (支部制度)

1. 屋号の指定

本会支部制度における各支部の呼称は、

自身の屋号の前に『心の学校®+支部長の現住所の都道府県名+支部』を呼称として、本会の支部であることを掲げるものとします。(®=「心の学校」が登録商標であることを意味するマーク)

心の学校® (県名) 支部 自由な名称

例) 「心の学校® 広島支部 ダイヤモンドセルフ基町」

呼称を規定するのは、お客様が支部を本会本部であると誤認したり、本部直轄の運営がされている支部であると誤認する事が起こらないように、支部であることを明確にして運営を行う為です。

2. テリトリー権

正式なテリトリーはありませんが、現住所と異なる都道府県名を屋号に入れることはできません。

3. 支部に所属する有料会員は、本部直轄の有料会員と同等のサービスを受けられることを理解します。

4. 支部長は、本会の提供する講座、教材、システムなどを利用して、所属する個人会員、家族会員、法人会員を会費制で募ります。

5. 支部長は、常に佐藤学長に意識を合わせ、佐藤学長から最新のノウハウを吸収し、最先端で真我を体現するため、最低でも年に1回は佐藤学長のセミナー（実践会特典セミナーでも可）を受講する必要があります。

第2条（支部長資格）

支部長に認定される為の資格として、以下の3つの項目を満たすことを必須条件とします。

1. 神対応マスタープログラム購入
2. 真我開発講座5コース受講
3. YSメソッド講師養成1コース以上受講（真我体道のみは不可）

※1. に関しては、神対応マスタープログラム購入から1年間の履修が義務付けられます。

※3. に関しては、支部長認定から1年以内に講師養成6コース全ての受講を終了することが義務づけられます。

4. 実践会会費の納入

支部長は、会員費として毎月¥33,000を本会本部へ支払う。

第3条（納入システム）

1. 本会の運営を通じて、本会会員からの会費、受講費等の支払いに関しては、全て本会Webサイト内で扱われるものとします。

2. 納入料金の支部への振込

本会のシステムにて納入された、各支部所属会員からの会費、受講費等は、システム利用料を差し引いた金額を、本会事務局から支部長へと銀行振込により支払われるものとします。

3. システム利用料

納入金額から差し引かれるシステム利用料は、各支部所属会員からの、当月（毎月1日から末日まで）の納入金額の総額の10%とします。このシステム利用料の中には、クレジット決済手数料、振込手数料、事務手数料、などの他、支部会員へのDM（ニュースレター等）発送、本会Webサイト等のシステム利用料などが含まれます。

4. 支部への支払い期日

本会事務局から支部長への支払いは、本会Webサイト内で決済された月の翌々月15日を期日として支払われるものと定めます。（例：11月〇日決済→翌々月12月末に一般社団法人 佐藤康行研究所に入金→翌々月1月15日を期日として支部へと振込。）

第4条（会費）

1. 支部に所属する会員の会費について、価格は本会一律で設定されており、本部が設定した価格と同額になります。

※支部独自の会費設定や会費の値引も不可

個人会員 11,000 円（税込）

家族会員 22,000 円（税込）

法人会員 33,000 円（税込）

2. 2022年6月をもって「会費の年払い」は廃止となり、支部所属の会員の会費につきましても年払いは同様に廃止となったので、適用不可となります。

3. 入会キャンペーン

・本部の入会キャンペーン（特典）は、支部は適用外となり、自身で入会キャンペーンを行いたい場合、本部へ事前に申請が必要となります。また本部キャンペーンにおいても会費の値引きは行わないものとします。

第5条（講座運営システム）

本会の講座は、本部、支部含めて全て本会 Web サイトにより管理運営されます。

1. 会員は本会本部及び各支部の所属に関係なく、すべての講座を受講することができます。

2. 会員は本会 Web サイトから、全支部の開催講座日程の確認及び参加申込を行うことができます。

3. 支部開催講座の日程登録はシステム稼働初期段階では本会事務局で行いますが、その後は支部長が自らの責任において、直接日程登録を行います。

4. 「心の学校グループカレンダー」に、支部の開催する講座情報が掲載できますのでご利用いただけます。

5. 掲載する利用規約やプライバシーポリシーは、本部と同じものの記載を必要とします。（本部から指定のものを使用します。）（本部のプライバシーポリシーを「佐藤康行公式サイト」<https://satoyasuyuki.com/privacy/>で確認できます。）

第6条（講座参加費）

本部及び支部開催の講座を受ける場合の会場費、オンライン通信費は以下のとおりとします。また講座を開催する支部長は、自己の支部所属会員と他の支部所属会員とで会場費の価格に差をつけることはできません。

ア) 実践会会員は真我開発講座5コース受講費は無料となる

イ) オンライン講座の場合は、Web通信費として一律¥3,000（税込）が発生する

ウ) リアル会場講座の場合は、会場費として各支部により独自の価格設定が認められる。

第7条（講座開催）

1. 自己の支部所属会員以外の、本部所属会員、または他の支部所属会員が、自身の開催する講座に申込みの場合、本部と同様の規約を使用して事前に同意を得なければなりません。また、独自に規定を設けたい場合、予め本会本部の承認を得なければなりません。

2. 本部と各支部の開催する講座において、自由に相互参加の状況になった時、所属の異なる会員間、または所属の異なる会員と主催者間で万一途中退室など問題が生じた場合、主催者側はいっさい責任を負わないこととします。

その場合、講座終了後に主催者は受講者の支部長へ途中退出した旨、報告を行うこととします。

3. 受講者の個人情報の取り扱い

支部長は、本部所属会員および他の支部所属会員の個人情報の提供を受けることができません。ただし、自身が開催する講座を本部所属会員や他の支部所属会員が受講する際は、その受講者情報の必要項目においては提供を受けることができます。

4. 受講者から講座中に知り得たプライバシー情報は、許可なく口外してはいけません。

5. 真我開発講座開催後、3日以内に本部へ「開催報告書」を提出することとします。提出はFAX、Eメールなどで送信してください。※報告書を撮影した画像での提出も可。

※上記規約再考中。システム化での報告体制を検討中。

6. 「真我プロカウンセラー実践養成 2day コース」初受講者に向けて発行される「認定書」は、原則として講座主催者から発行されることとします。（本部が用意するプリントアウト用のテンプレートを使用。名前、日付、佐藤学長の角印が押された状態のもの。）

※他の支部メンバーが受講した場合も、講座主催者が発行を行うこととします。また、発行が難しい場合、真我の実践会本部が代行（有料）しますので、講座主催者が申請してください。

7. 支部長は講師養成の資格を持っている講座のみを講師として、または認定講師を招いて開催できます。

8. 真我開発講座の開催対象は、真我の実践会会員に限定されず、一般の方には定価88,000円（税込）（会場費、通信費を含む）で開催することもできます。

第8条（顧客情報管理）

1. 支部に所属する会員の個人情報は、本部システムにて保有し、本会プライバシーポリシーに基づいて管理することとします。

2. 受講歴管理

本部、支部共に会員の受講歴は本会 Web サイトにて管理されます。

3. 他の支部所属会員が、自身の開催する講座に申し込んだ場合、講座を受ける会員がどの支部に所属しているか、及び講座運営上必要となる情報を本会 Web サイトにより確認することができます。

※このシステムについては段階的に構築される。支部制度スタート時には未完成の段階。

4. 秘密保持義務

本部が独立支部に提供した秘密とすべき情報を、独立支部は第三者に開示することはできません。

また、提供目的以外に利用することもできません。

第9条（講座開催ガイドライン）

1. 支部所属会員の講座受講に関しては、原則的に本部、または他の支部が開催する講座ではなく、自己の支部が主催する講座（真我開発講座5コース）を受講いただく必要があります。これが支部の主たる役割であり、所属会員へのフォローとなります。

※傘下の会員を佐藤学長の講座に導くことは積極的に行うこととします。

2. 真我開発講座は、準備が整い次第、定期的に月に数回開催することとします。

3. 真我開発講座5コースのうち、毎月5コース全てを開催するのが望ましいですが、1コースからでも構いません。

4. 流行病などで会場での講座が開催できない場合、原則的に Zoom で開催することとします。

Zoom 開催ができない（オンラインで開催の意思がない）場合は、会場での講座開催に支障がなくなるまで講座を開催しなくても構いません。

5. 支部長は、他の支部の支部長やYSメソッド認定講師を招いて、真我開発講座の講師を任せることも可能であり、講師の報酬は、特に規定はなく当事者間で取り決めることとします。

第10条（会員獲得ルール）

1. 支部が所属の有料会員として登録できるのは、新規に支部長自身が実践会入会へ導いた者のみです。

2. 会員登録人数の上限

1) 支部の所属となる個人会員（有料）について、人数制限はありません。

2) 支部の所属となる家族会員（有料）について、人数制限はありません。

また、所属となる家族会員（有料）の家族メンバーは2親等以内の親族が登録対象となり、人数の上限はありません。※真我の実践会利用規約・家族会員規定に基づく。（ただし、ガイドライン改定以前の家族メンバーに関しては、無期限で継続して構いません。）

3) 支部の所属となる法人会員（有料）の数について、人数制限はありません。

※真我の実践会利用規約・法人会員規定に基づく。

4) 支部長は「法人会員」とは全く異なる会員種別となる為、リーダーとして法人メンバ

ー（無料）の登録を行うことはできません。

3. メンバーマイページ

家族会員（2親等以内の親族）にもマイページを付与できます。メールアドレスは本人のものでオプトイン（本人承諾）が必須となります。同一アドレスの複数使用はできません。マイページが欲しい人のみ付与するものとします。オプトインがとれていないメンバー、魂会員には付与することができません。

これにより、メンバーにも本部からのメール配信による情報が直接届くようになります。

第11条（会員フォロー）

1. 本部は、支部長が繁栄し、他人の悟りの協力に寄与し、真我が広まるために定期的にフォローアップを実施、サポートします。支部長が主眼とすることは、所属する個人会員、家族会員、法人会員を円滑にフォローし、真我へ導き続け、最高に幸福な人生を送っていただくことです。

2. 支部長は、所属している会員からの実践会サービスについての問合せや説明、Webシステムやマイページ、講座参加についてなどの相談事への対応、アフターケアなど、すべての問い合わせの窓口として支部所属会員やメンバーが本部に問合せすることのないよう対応、フォローを行うこととします。

3. 支部長は、支部所属会員を本部、または別の支部が開催する ZOOM 講座に参加させる場合、本部や別の支部が講座当日に PC や Zoom 操作等の質問には応じる事ができない事を理解し、真我開発講座の説明や、ZOOM 操作等、PC の環境設定含め、支部長が操作方法の指導を行い、講座の概要を理解いただいて、当日の受講に支障がでないようフォローしておくこととします。※ただし、他の支部とのやりとりができていれば問題ありません。

4. 支部所属会員が退会を希望する場合、その連絡については、本部ではなく支部長に行う旨、支部長が会員の入会時に説明することとします。

5. 支部所属会員が直接本部に相談するようになった場合、本部は支部長へ改善策などをアドバイスします。支部長がフォローできないなどの理由で、会員から何度も本部へ連絡が来るようになった場合、本部の会員となります。

第12条（集客方法）

1. Web 集客ツール（Web サイト、ランディングページ、SNS）やパンフレットの作成においては本部の著作物、パンフレット、ロゴ等の使用が可能です。ただし、作成、使用する場合、お客様から見て、支部と本部とを誤認させるような Web サイトやアプリ、制作物等の作成、使用することはできません。また、本部直轄で運営される支部であると誤認される可能性のある表現もできません。

2. 表記や引用文献に関しては、著作権の侵害などの問題がおきないようにしなければなりません。

3. 支部の団体名、屋号の変更はいつでも変更可能です。また、変更の際は本部への通知が必要です。

4. 支部長による発信活動時、見込み客に実践会を案内した際、支部長は、見込み客へ本会支部制度を伝え、自身の支部名と名前を伝えておき、入会の際は自分の支部に入会できる旨を伝える必要があります。本部入会と各支部への入会手順を事前に伝えておき、新規入会者の登録手続きを事前にサポートすることとします。

第13条（会員の移動）

1. 本部所属会員の支部への移動は、自身が本部入会へ導き、かつフォローしていた会員の場合で、かつ、当該会員の承諾がある場合に限り、自身が運営する支部へ移動することが認められます。

2. 本部所属の会員、または支部所属の会員を他の支部所属の会員へ移動させることはできず、また会員の引き抜き行為は禁止行為となります。

但し移動理由が明確な場合で、かつ、本部と有料会員との協議のもと三者が合意した場合は移動を認める場合があります。

第14条（支部長分立報奨金制度）

1. 支部に所属する会員が支部長として分立した場合、本部直轄の支部となります。この場合、会費¥33,000（税込）のうち¥16,500（税込）を本会から支部へ報奨金として支払うものとします。この報奨金は、分立した方が本会の支部長である限り、毎月支払われます。

※自身が初受講から導き支部長になるまでフォローしてきた場合のみ、報奨金の対象となります。途中から傘下に加わった会員が支部長として分立した場合は、報奨金の対象とはなりません。ただし、現独立法人として活動されている方で、すでに傘下のメンバーとなっている者で、2022年12月末日までに傘下になっていた会員が支部長として分立した場合は、報奨金の対象とすることを認めることとします。

報奨金支払いに関する条件は、他の決済項目と同一の条件となります。（決済日の翌々月15日支払い期日。手数料10%。）

第15条（YSメソッド講師養成コース開催資格）

YSメソッド講師養成コースを支部が開催する為の資格は、以下の項目を満たすことを条件とします。

1. YSメソッド講師養成6コース全て受講。
2. 未来、宇宙、天使を3回ずつ（合計9回以上）自主開催の実績がある。
3. 真我瞑想、真我プロカウンセラー養成コースについては、講師経験があること

4. 前項の講師経験の回数は問わない

第16条（独立事業の原則）

1. 心の学校・独立支部は、完全独立事業者とし、経営責任は支部長にあり本会本部は一切の責任を負いません。
2. 本会の直接サービス提供以外の支部所属会員の対応、自主サービス提供、トラブル対応等のすべては支部がその責任を負います。

第17条（支部活動停止）

1. 支部としての活動を停止する場合、活動停止月の前々月末日までに本部への申告が必要です。
（例）1月末で活動を停止する場合、11月末日までに申告。
2. 支部活動を停止する場合、所属有料会員は本部所属の会員になり、支部長からその旨を伝えることとします。
3. 支部としての活動を再開した場合、本部所属となった有料会員を会員本人の希望があれば、支部所属会員へ戻すことができます。

第18条（会費滞納と会員の移管）

1. 支部長会費を滞納した場合は、次月の支払い日に2か月分まとめて支払うことを要します。支部長会費の支払いが2か月続けて滞納となった場合、支部所属の有料会員はすべて本部所属の会員へと移動します。この場合、支部長は滞納月の支部会員会費について、本部からの支払いを受ける権利を失います。
2. 第17条1. に基づいて支部としての活動を停止する場合、支部長は、支部所属会員が本部所属会員へ移動となる事情を連絡し、本部所属会員として、サービスを継続して受けることができる旨を連絡することとします。

第19条（禁止事項）

1. 競業の禁止
本会を退会した後に、支部と同様の事業を行うことはできません。
2. 経営委託や契約上の権利の譲渡の禁止
支部がその経営を資格者以外の第三者に委託したり、規約上の権利を第三者に譲渡その他の処分をすることはできません。
3. 支部解約後の措置
独立支部としての活動を終了した後に支部長は「心の学校・支部」を名乗ることはできま

せん。

第20条（支部解約）

支部が会費を滞納した場合や支部が契約に違反した場合などには、本部が支部長を解任することができます。

2 解任された支部長は、本部所属会員として個人、家族、法人会員に変更することができます。

第21条（YS グループ教材販売ルール）

支部への YS グループ教材販売支援として、支部長は、YS グループ教材（佐藤康行の各種商品：教材、書籍、小冊子、ワークブック等）を卸価格（定価の5割～8割掛け）で購入することができます。

第22条（運営報告）

支部制度では「開催報告」のみでなく「支部運営報告」として、「講座開催数、講座参加者数、講座参加者アンケート、物販販売数」を本部へメールまたはチャットにて報告し、本部から佐藤学長へ報告を行うこととします。

第23条（支部規約の変更）

1. 本会は、必要と判断した場合には、支部長の承諾を得ることなく、支部長に通知することにより、支部規約を追加、変更または削除することができるものとします。
2. 変更後の規約は、本会が別途定める場合を除いて、本会 Web サイトに表示した時点より効力を生じるものとします。
3. 支部規約の変更の効力が生じた後に支部長が支部制度の利用を継続した場合、会員は全ての規約変更に同意したものとみなします。

第24条（通知または連絡）

1. 支部長と本会との間の通知または連絡は、本会 Web サイトでの掲示またはメール等、本会が適当と判断する方法によって行うものとします。
2. 前項に規定する方法により行った通知または連絡は、支部制度上での掲載またはメールの送信がなされた時点から効力を生じるものとします。支部長側の設定により掲載の閲覧またはメールの受信をすることができなかったとしても、本会は一切の責任を負いません。

【最終改定 2023年1月10日】